

寒川町
子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年3月

寒川町

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景.....	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間.....	6
5 計画の策定体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 人口動態と子ども世帯.....	9
2 少子化の動向.....	12
3 保育環境・教育環境の状況.....	20
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	21
5 ニーズ調査からの課題.....	22
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の基本理念.....	29
2 計画の基本的な視点.....	30
3 計画の体系.....	32

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業の整備	35
1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策.....	35
2 地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）.....	37
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	38
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	51
5 任意記載事項.....	52
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	55
1 平成25年度における前計画（次世代育成支援後期計画）の評価.....	55
2 子ども・子育て支援施策の展開.....	58
基本目標1 子ども・子育て家庭の支援.....	58

総論

基本目標2	母子の健康の確保と増進.....	66
基本目標3	教育環境の整備.....	70
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備.....	74
基本目標5	要支援家庭への取り組み.....	79
第3章	計画の推進体制.....	85
1	計画の推進.....	85
2	計画の進行管理.....	85
3	計画の進行状況の公表.....	85
4	国・県への要望.....	85

第1部 総論



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、町では平成17年に「次世代育成支援対策地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかし、保育所の待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

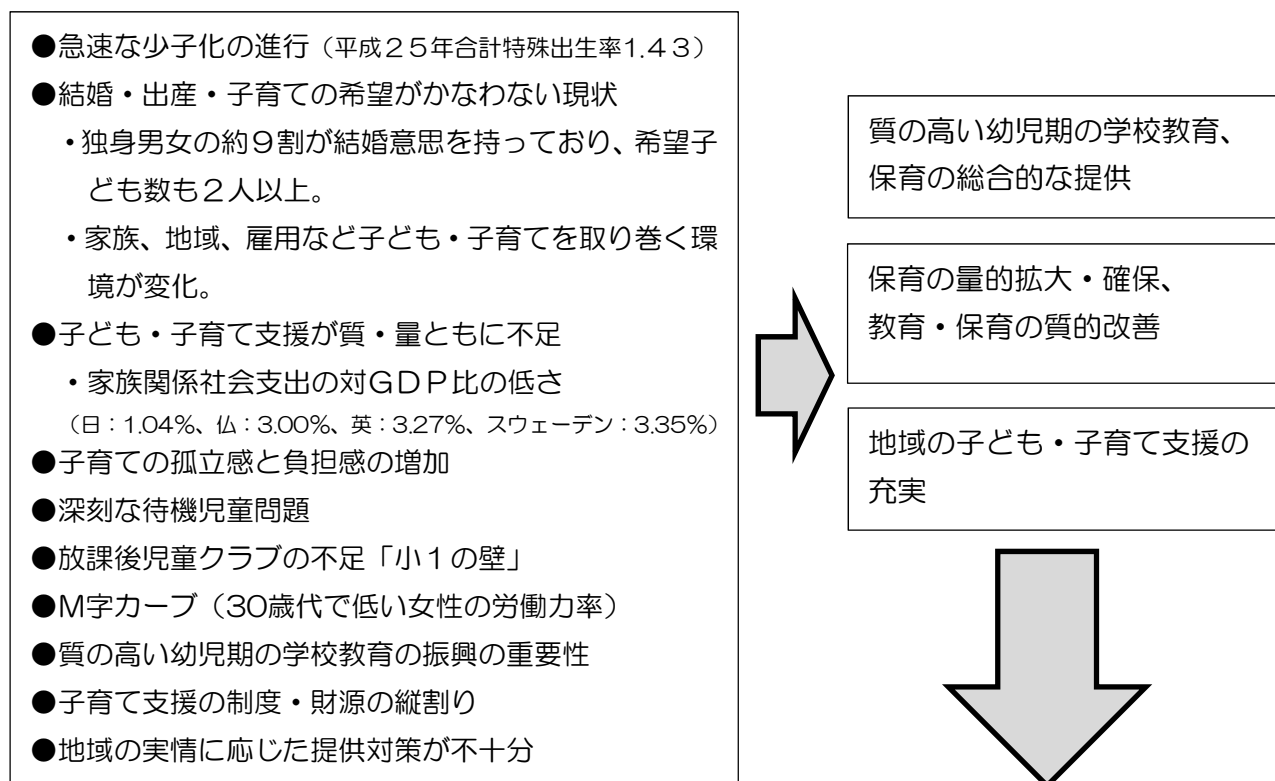
このような状況の下、国ではすべての子どもの良質な成育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

また、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

こうしたことから、町においても「次世代育成支援対策地域行動計画」の内容を含めた「寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の背景

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。



これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

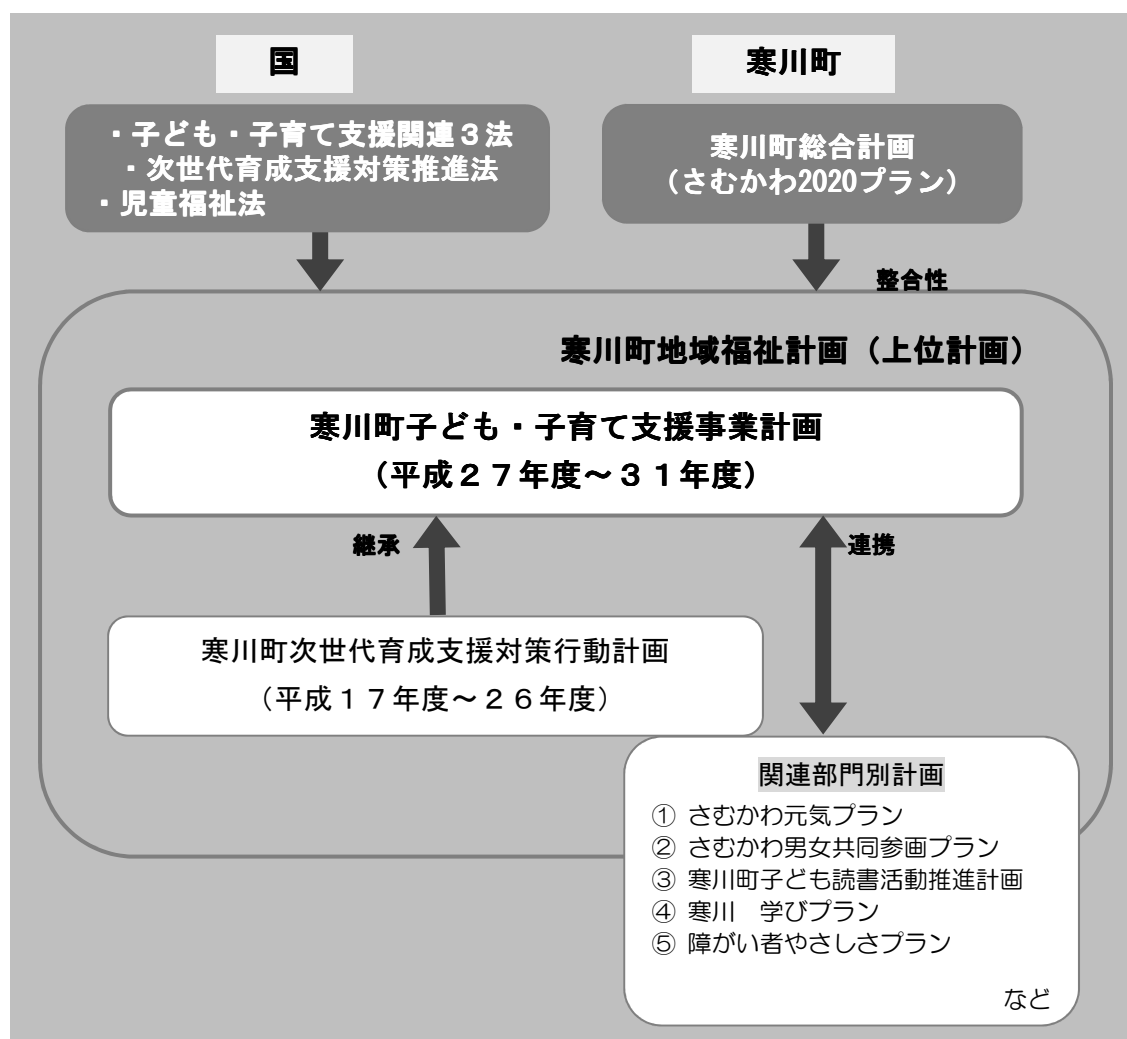
3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

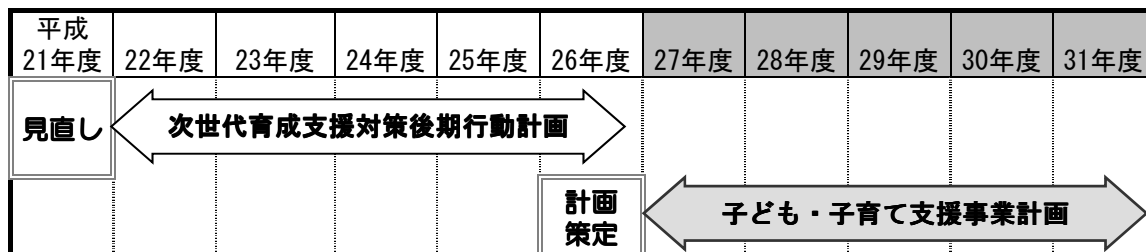
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図 1.1 上位計画、関連法案との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、町では就学前児童をもつ保護者全世帯に対しニーズを把握するために、平成25年11月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 寒川町子ども・子育て会議の設置

町では、本計画の内容を審議するため、寒川町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する関係団体などの委員による議論を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く町民から募集しました。



子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

町の人口は、平成25年1月1日現在、47,470人で平成19年からほぼ横ばいの傾向で推移しています。

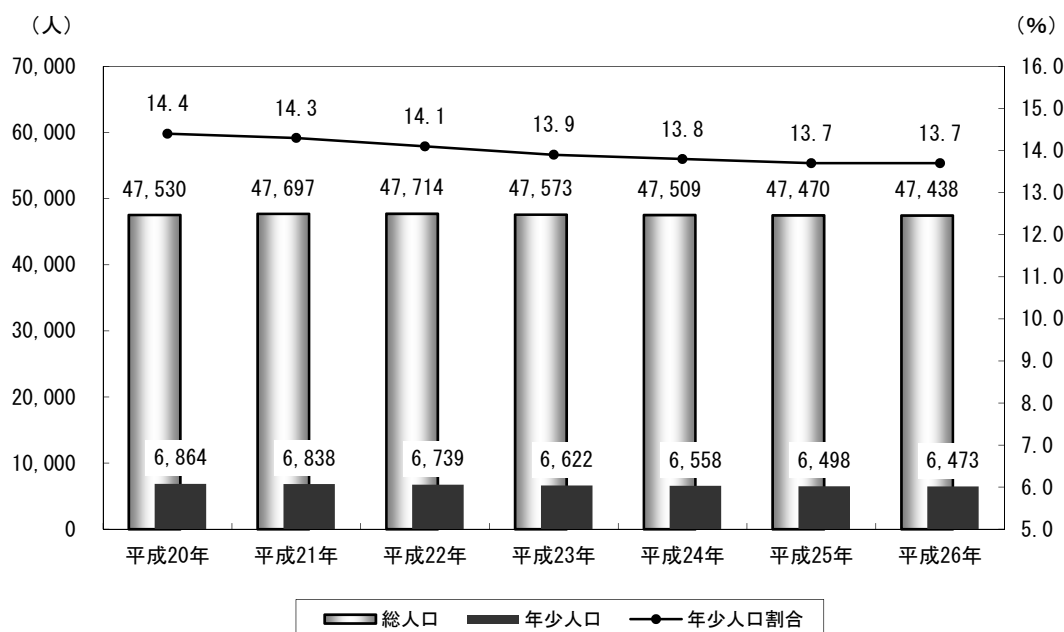
年少人口（15歳未満）は、平成20年から減少傾向で推移し、平成25年では6,498人となり、年少人口割合は13.7%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	47,530	47,697	47,714	47,573	47,509	47,470	47,438
年少人口 (15歳未満)	6,864	6,838	6,739	6,622	6,558	6,498	6,473
年少人口割合	14.4	14.3	14.1	13.9	13.8	13.7	13.7

資料：神奈川県 市町村別年齢3区分人口一覧（各年1月1日現在）



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

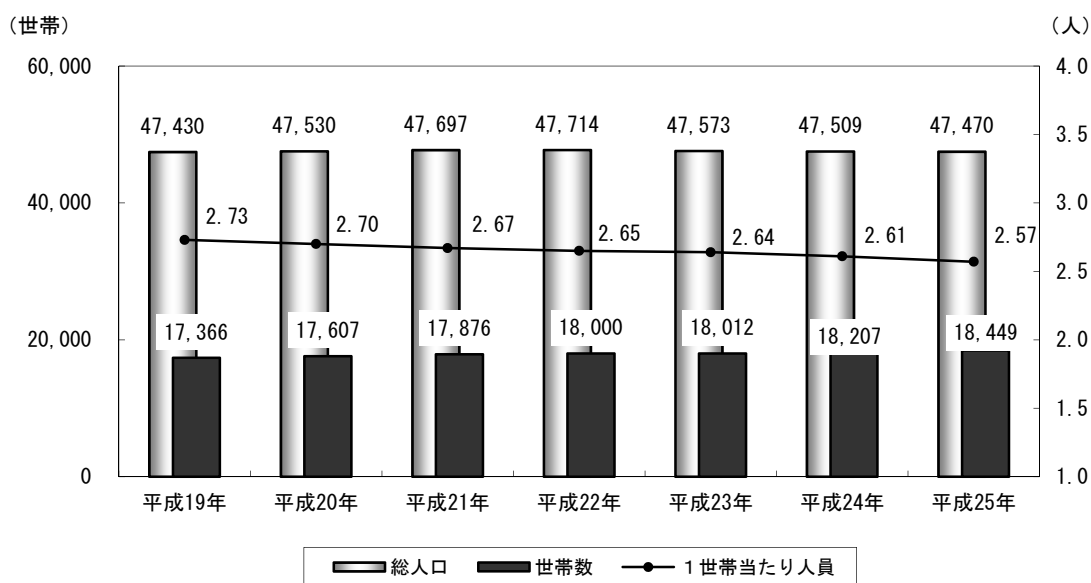
世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、18,449世帯で平成19年から1,083世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成25年1月現在の1世帯あたりの人員は2.57人となっています。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	47,430	47,530	47,697	47,714	47,573	47,509	47,470
世帯数	17,366	17,607	17,876	18,000	18,012	18,207	18,449
1世帯あたり人員	2.73	2.70	2.67	2.65	2.64	2.61	2.57

資料：神奈川県 国勢調査確定数を基準人口とした推計人口（各年1月1日現在）



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯(11,858世帯)は、総世帯数(18,012世帯)の65.8%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、「ひとり親世帯(男親と子ども、女親と子ども)」は14.1%となっています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満	18歳未満
					親族のいる 世帯(再掲)	親族のいる 世帯(再掲)
総世帯数	15,629	15,933	17,142	18,012	1,940	4,677
A 親族世帯	12,393	12,675	13,204	13,414	1,934	4,657
I 核家族世帯	10,580	10,922	11,524	11,858	1,713	3,975
(1)夫婦のみ	2,313	2,846	3,304	3,702		1
(2)夫婦と子ども	7,274	6,869	6,795	6,487	1,635	3,502
(3)男親と子ども	228	245	259	277	3	48
(4)女親と子ども	765	962	1,166	1,392	75	424
II その他の親族世帯	1,813	1,753	1,680	1,556	221	682
(5)夫婦と両親	48	63	65	49		
(6)夫婦とひとり親	128	189	203	208		
(7)夫婦、子どもと両親	468	362	298	246	61	176
(8)夫婦、子どもとひとり親	759	654	568	503	64	237
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	19	35	37	35	2	12
(10)夫婦、子どもと他の 親族(親を含まない)	102	132	150	154	36	111
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	25	37	27	23	2	7
(12)夫婦、子ども、親と 他の親族	113	85	94	76	36	65
(13)兄弟姉妹のみ	41	65	76	99		
(14)他に分類されない親 族世帯	110	131	162	163	20	74
B 非親族世帯	51	48	98	178	6	15
C 単独世帯	3,185	3,210	3,840	4,411		5

資料：国勢調査

2 少子化の動向

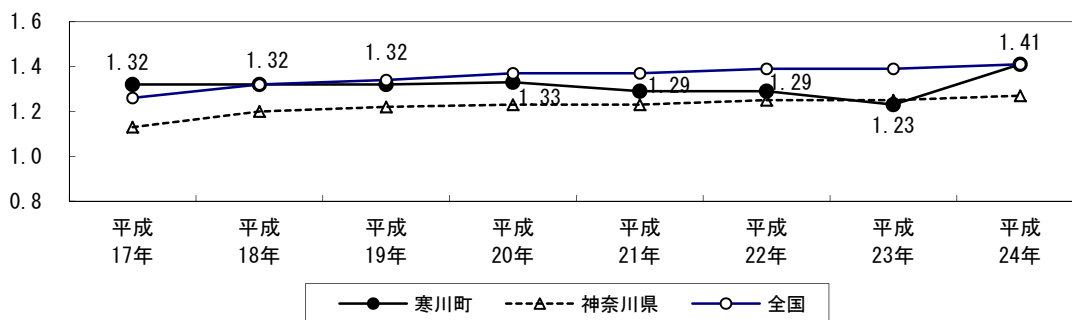
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成17年から横ばいで推移し、平成23年で減少しましたが、平成24年には1.41まで増加し、県を上回り、国の1.41と同水準となっています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
寒川町	1.32	1.32	1.32	1.33	1.29	1.29	1.23	1.41
神奈川県	1.13	1.20	1.22	1.23	1.23	1.25	1.25	1.27
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態総覧



(2) 出生数、出生率の推移

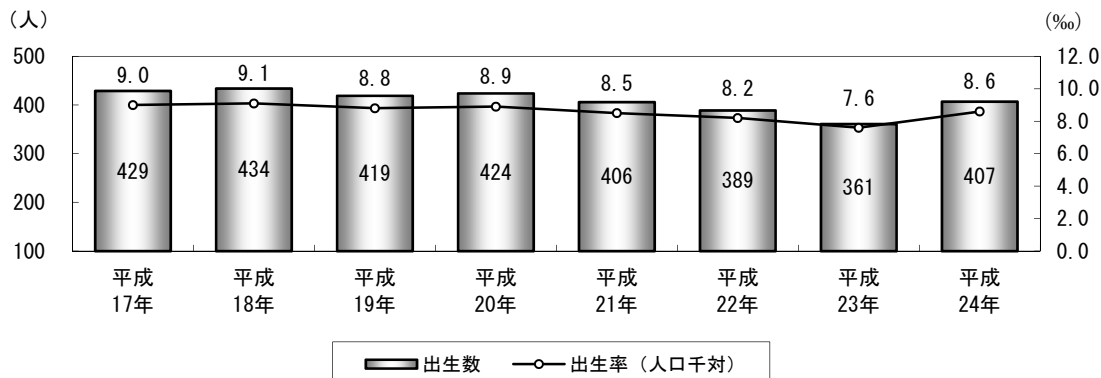
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成18年から減少傾向に転じ、平成24年時点では407人、出生率（人口千人あたり）は8.6‰（パーミル）となっています。

図表 出生数、出生率の推移

単位：人：‰（パーミル、千分率）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	429	434	419	424	406	389	361	407
出生率	9.0	9.1	8.8	8.9	8.5	8.2	7.6	8.6

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(3) 出生率の推移の比較

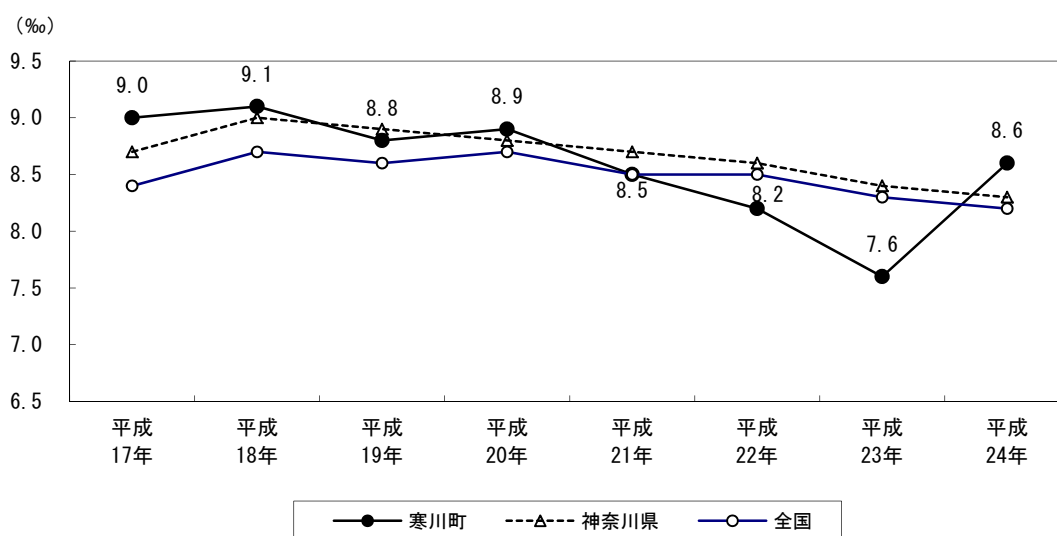
出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成24年では県は上回っていますが国と比較すると平成19年から下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較

単位：人：‰（パーミル、千分率）

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
寒川町	9.0	9.1	8.8	8.9	8.5	8.2	7.6	8.6
神奈川県	8.7	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6	8.4	8.3
全 国	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

資料：神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態総覧



(4) 未婚率の推移と比較（男性）

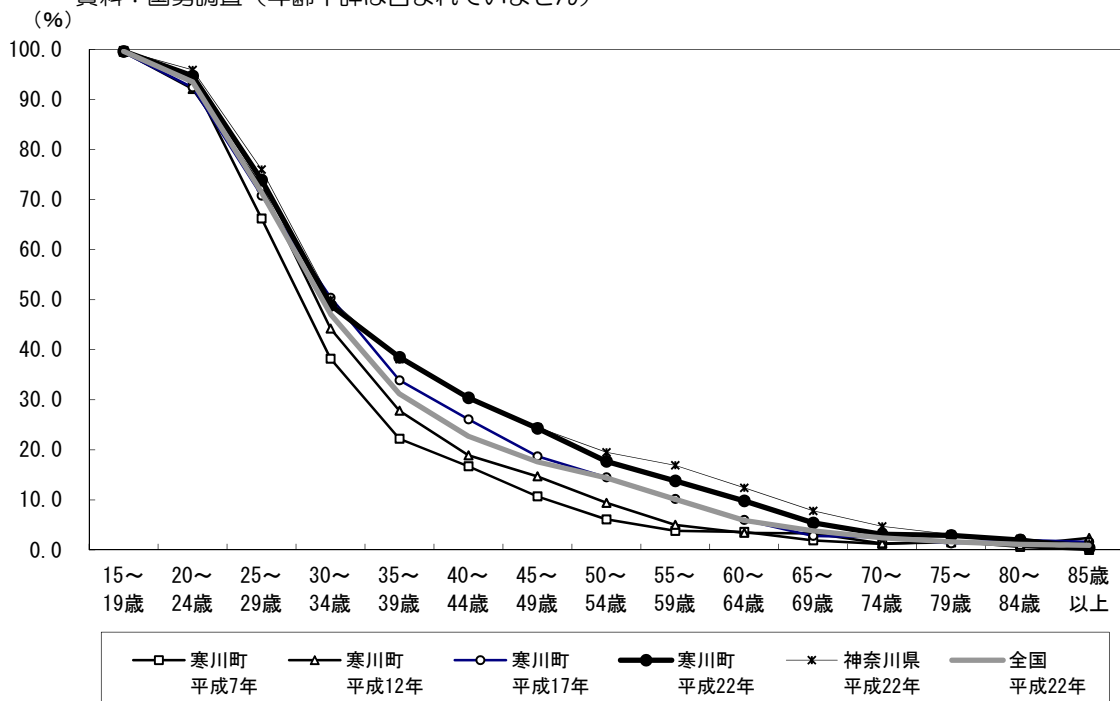
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.9%、35～39歳では38.5%、40～44歳では30.4%となっており、ほぼ3人に1人は未婚者となっています。また各年齢層で全国を上回っています。

図表 未婚率の推移の比較（男性）

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.7	99.5	99.4	99.6	99.7	99.6
20～24歳	93.6	92.1	92.4	94.7	95.9	93.5
25～29歳	66.2	72.6	70.8	73.9	76.0	71.4
30～34歳	38.2	44.2	50.4	48.9	50.0	47.1
35～39歳	22.2	27.8	33.9	38.5	38.1	31.2
40～44歳	16.7	18.9	26.1	30.4	30.4	22.7
45～49歳	10.7	14.7	18.7	24.3	24.5	17.6
50～54歳	6.1	9.4	14.5	17.7	19.5	14.4
55～59歳	3.8	5.0	10.2	13.8	16.9	10.1
60～64歳	3.6	3.4	6.0	9.8	12.4	5.9
65～69歳	1.9	3.3	2.8	5.4	7.8	3.8
70～74歳	1.2	1.3	2.5	3.1	4.7	2.4
75～79歳	1.7	1.5	1.3	2.9	3.1	1.6
80～84歳	0.6	1.0	2.0	2.0	2.2	1.1
85歳以上	0.0	2.4	1.6	0.4	1.3	0.9

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

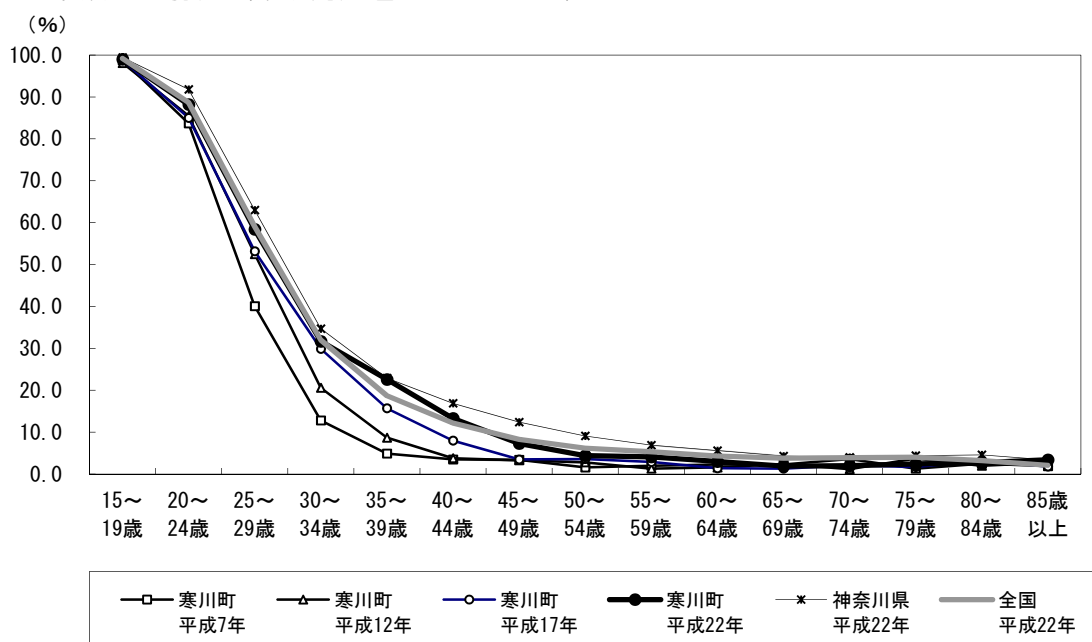
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で31.7%、35～39歳が22.6%となっています。平成7年からの推移で見ると特に、30～39歳の未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移の比較（女性）

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	98.8	98.1	98.8	99.0	99.4	99.2
20～24歳	83.7	85.5	85.0	88.2	91.8	88.7
25～29歳	40.1	52.5	53.2	58.4	63.0	59.1
30～34歳	12.8	20.6	29.9	31.7	34.7	32.0
35～39歳	4.9	8.7	15.7	22.6	22.9	18.7
40～44歳	3.5	3.8	8.0	13.3	16.9	12.2
45～49歳	3.4	3.3	3.5	7.3	12.4	8.3
50～54歳	1.6	2.8	3.6	4.4	9.1	6.2
55～59歳	2.0	1.3	2.9	4.1	6.9	5.3
60～64歳	2.3	1.6	1.4	3.0	5.6	4.3
65～69歳	2.3	2.4	1.3	1.9	4.3	3.8
70～74歳	3.6	1.2	2.1	2.0	4.0	3.9
75～79歳	1.3	3.7	1.7	2.4	4.4	4.0
80～84歳	2.5	2.0	3.3	2.7	4.6	3.2
85歳以上	1.9	2.7	1.8	3.4	3.4	2.1

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

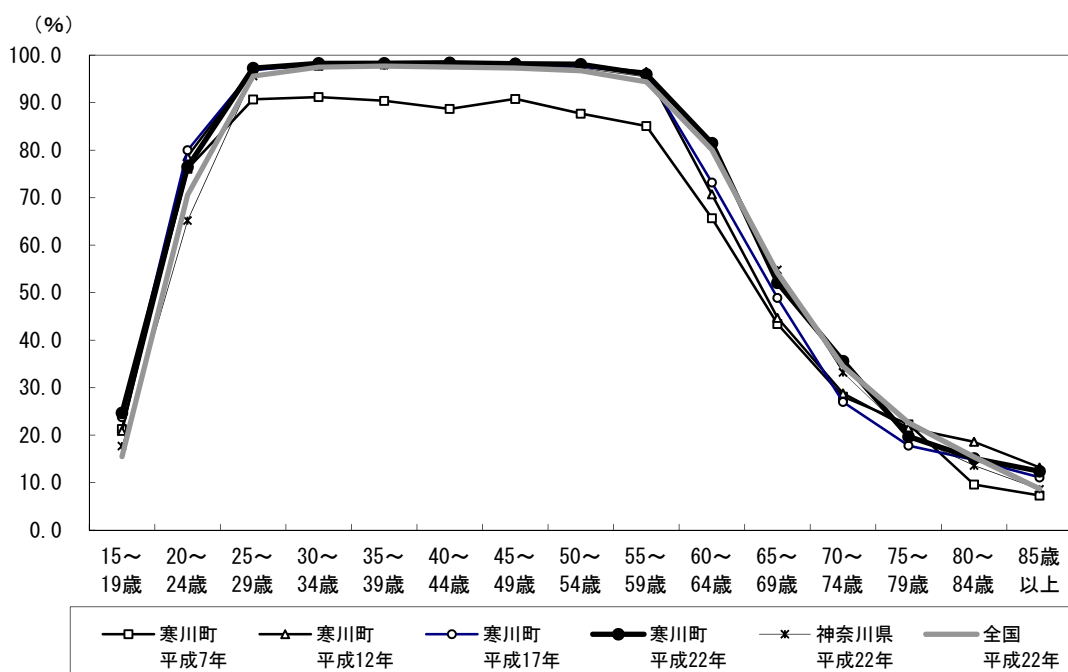
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で98%台を維持しており、県及び全国を上回っています。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	21.3	20.9	23.8	24.7	17.7	15.5
20～24歳	76.1	78.7	80.0	76.5	65.2	70.6
25～29歳	90.7	97.0	96.8	97.3	95.6	95.6
30～34歳	91.2	97.8	98.3	98.3	97.7	97.5
35～39歳	90.4	98.3	98.4	98.3	97.9	97.7
40～44歳	88.7	98.4	98.3	98.4	98.0	97.5
45～49歳	90.8	98.0	98.4	98.2	97.8	97.3
50～54歳	87.7	97.8	97.6	98.1	97.3	96.7
55～59歳	85.1	96.5	96.2	96.0	95.4	94.4
60～64歳	65.7	70.7	73.2	81.5	81.1	80.1
65～69歳	43.4	44.7	48.9	52.1	54.8	54.1
70～74歳	28.1	28.8	27.0	35.6	33.2	34.5
75～79歳	22.3	21.5	17.8	19.7	20.0	22.6
80～84歳	9.6	18.6	14.8	15.1	13.6	15.4
85歳以上	7.3	13.2	11.1	12.4	8.6	8.7

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

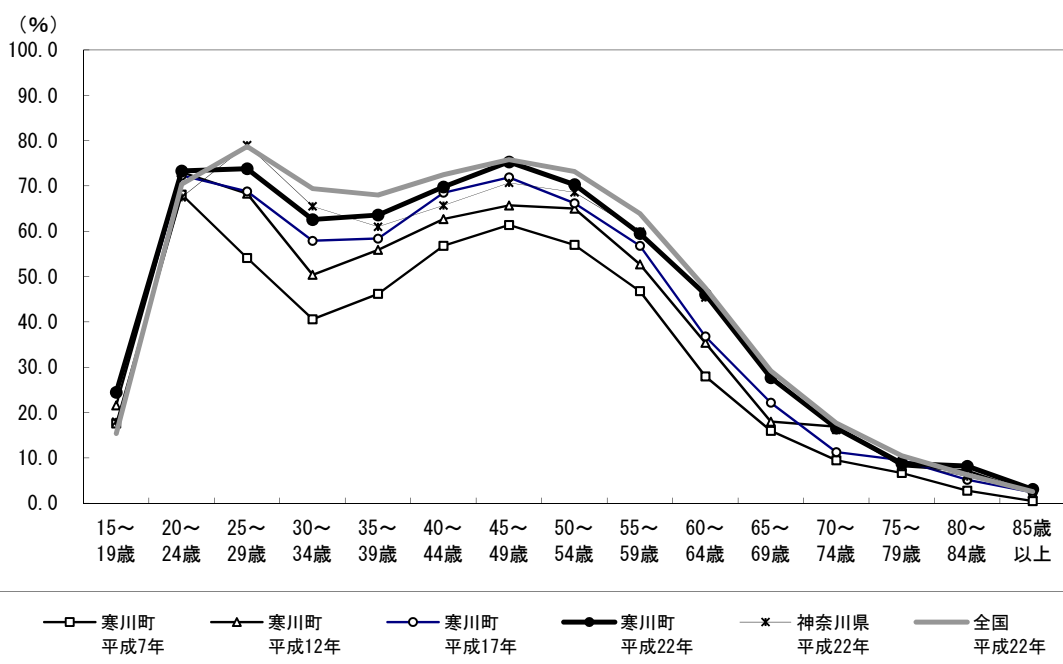
国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、45～49歳が75.3%で最も高く、平成17年と比較しても各年齢層で高くなっています。特に30歳代、40歳代の労働力率が高く、M字からほぼ脱却していく傾向にあります。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	寒川町				神奈川	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	17.6	21.6	24.3	24.5	18.0	15.4
20～24歳	68.1	73.0	72.3	73.3	67.5	70.4
25～29歳	54.1	68.3	68.8	73.8	79.0	78.7
30～34歳	40.6	50.4	57.9	62.6	65.5	69.4
35～39歳	46.2	55.9	58.4	63.6	61.0	68.0
40～44歳	56.8	62.7	68.5	69.8	65.7	72.5
45～49歳	61.4	65.7	71.9	75.3	70.7	75.8
50～54歳	57.0	65.0	66.2	70.3	68.6	73.2
55～59歳	46.8	52.7	56.8	59.5	59.9	63.9
60～64歳	28.0	35.4	36.8	46.1	45.4	47.5
65～69歳	16.0	18.0	22.2	27.7	28.1	29.2
70～74歳	9.5	16.9	11.3	16.6	16.2	17.7
75～79歳	6.7	8.2	9.5	8.8	9.0	10.5
80～84歳	2.8	7.2	5.2	8.2	5.9	6.3
85歳以上	0.5	2.3	2.4	3.1	2.8	2.6

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれておりません）



(8) 母の年齢別出生数の推移

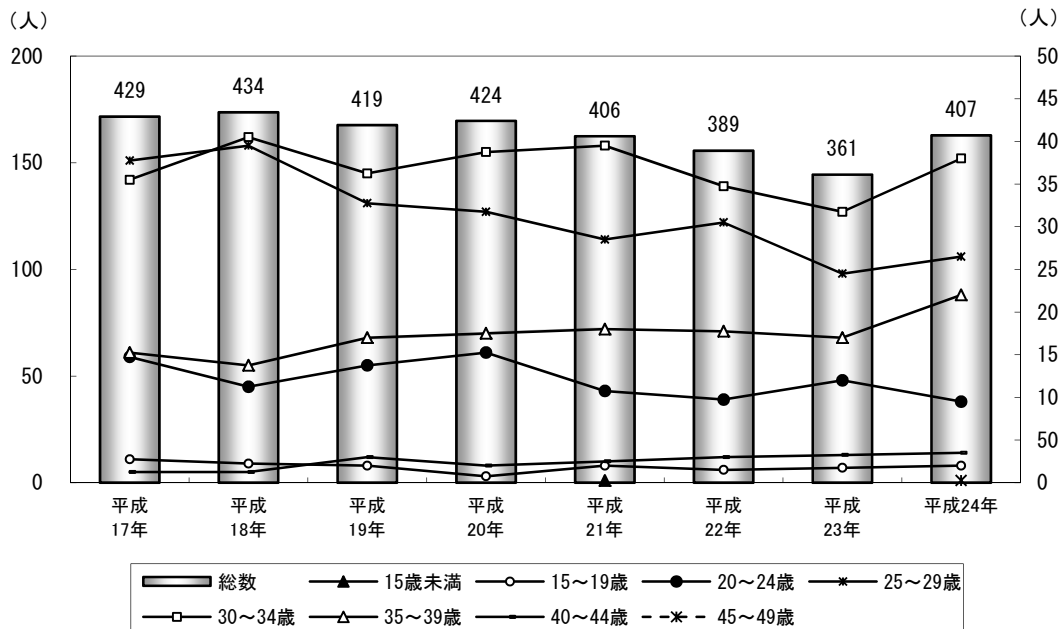
母の年齢別出生数の推移をみると平成17年では、25～29歳での出生数が151人で最も多い年齢層でしたが、平成24年では106人まで減少しています。一方、30～39歳が増加傾向で推移し、晩産化が進行していることがうかがえます。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	429	434	419	424	406	389	361	407
15歳未満					1			
15～19歳	11	9	8	3	8	6	7	8
20～24歳	59	45	55	61	43	39	48	38
25～29歳	151	158	131	127	114	122	98	106
30～34歳	142	162	145	155	158	139	127	152
35～39歳	61	55	68	70	72	71	68	88
40～44歳	5	5	12	8	10	12	13	14
45～49歳								1
不詳								

資料：神奈川県 人口動態調査 保管統計表



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

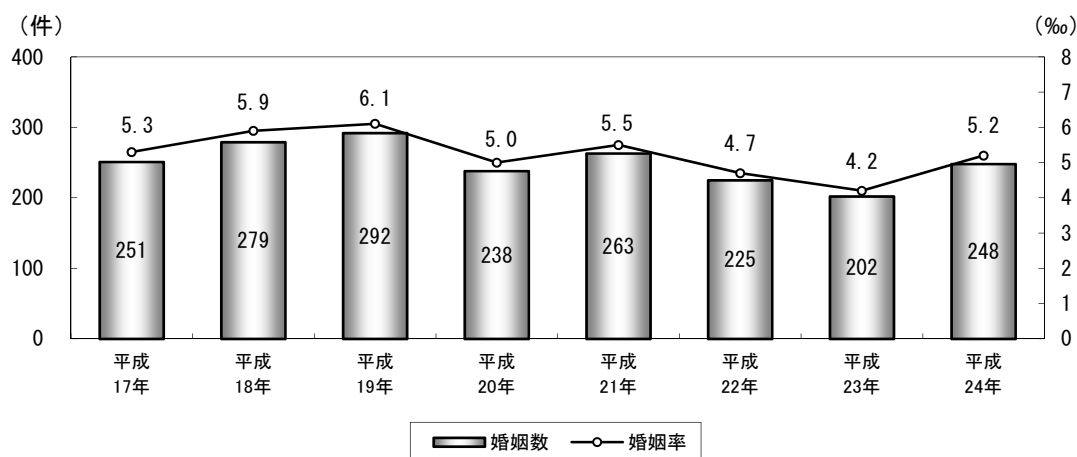
婚姻数は、平成24年時点で248件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は5.2‰となっています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	251	279	292	238	263	225	202	248
婚姻率	5.3	5.9	6.1	5.0	5.5	4.7	4.2	5.2

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(10) 離婚数、離婚率の推移

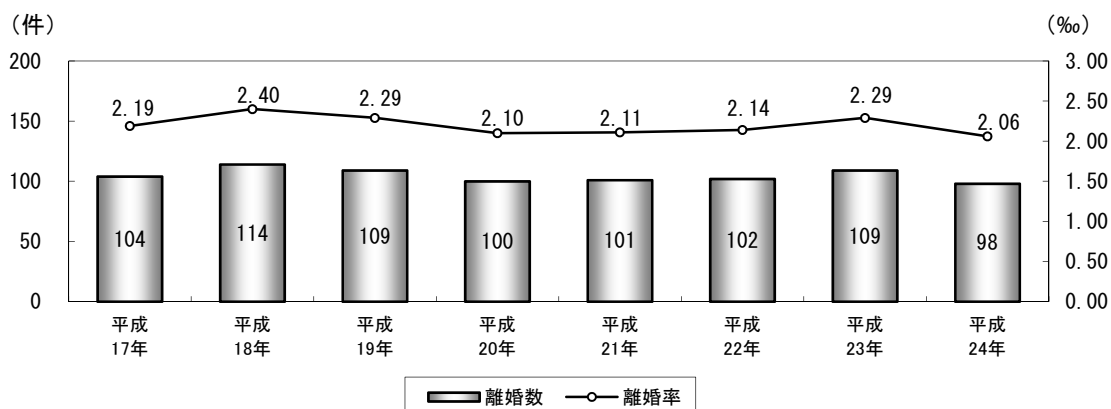
離婚数は、平成24年時点で98件となっており、近年では最も低くなっています。離婚率（人口千人あたり）は2.1‰となっています。

図表 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
離婚数	104	114	109	100	101	102	109	98
離婚率 (人口千対)	2.2	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.3	2.1

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所入所児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	17	62	79	112	148	141	559
平成22年度	24	55	89	114	126	150	558
平成23年度	15	60	82	118	122	125	522
平成24年度	11	62	86	126	128	131	544
平成25年度	16	63	85	115	139	137	555
平成26年度	32	62	95	113	130	141	573

各年度4月1日現在

(2) 保育所待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	1	2	3	0	2	1	9
平成22年度	1	2	6	0	0	1	10
平成23年度	1	4	4	0	0	0	9
平成24年度	1	4	3	0	0	0	8
平成25年度	0	7	2	0	0	0	9
平成26年度	1	2	6	2	0	0	11

各年度4月1日現在

(3) 幼稚園の入園児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園児数（公立）	0	0	0	0	0	0
園児数（私立）	642	630	595	601	632	662
合計	642	630	595	601	632	662

各年度5月1日現在

(4) 放課後児童クラブ入所児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所児童数	153	140	151	160	171	163
か所数	5	5	5	5	5	5

各年度4月1日現在

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

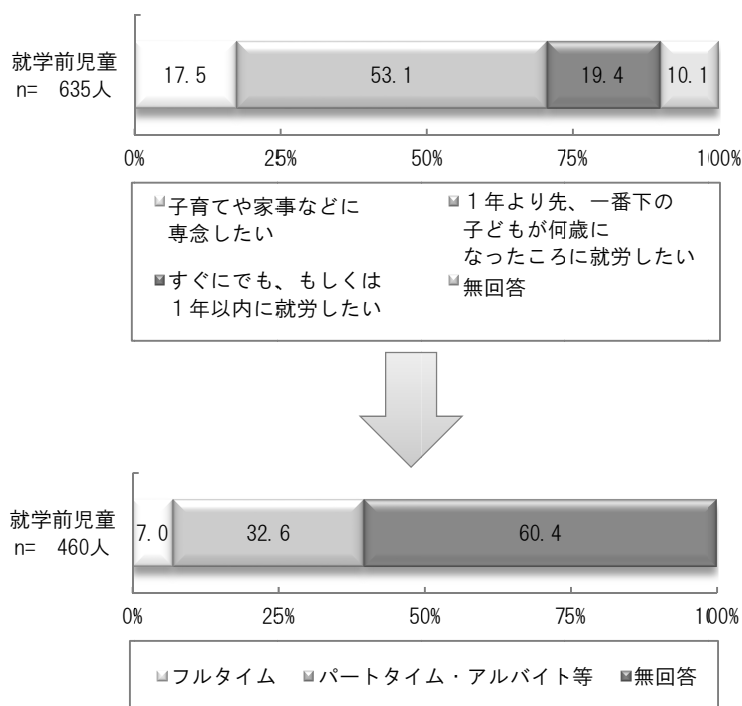
表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数（人）
1	幼児期の学校教育事業			
	幼稚園	箇所	3	790
	認定こども園	箇所	0	—
2	幼児期の保育事業			
	認可保育所	箇所	3	540
	家庭的保育	箇所	0	—
	居宅訪問型保育	箇所	0	—
	事業所内保育所	箇所	1	10
	町認定の保育所	箇所	1	21
	認可外保育施設	箇所	1	220
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業	箇所	0	—
	地域子育て支援拠点事業	箇所	1	設定無し
	一時預かり事業	箇所	0	—
	病児・病後児保育事業	箇所	0	—
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	箇所	1	設定無し
	放課後児童クラブ	箇所	5	187

5 ニーズ調査からの課題

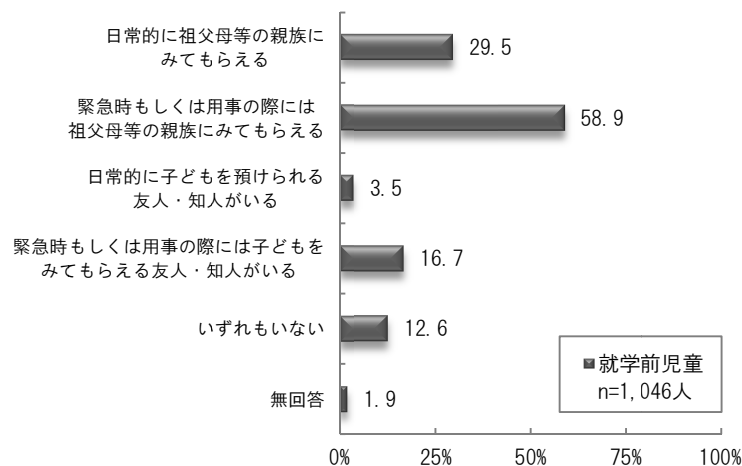
①就業していない母親の就労希望ニーズは高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。

■就労していない母親の今後の就労希望と就労形態



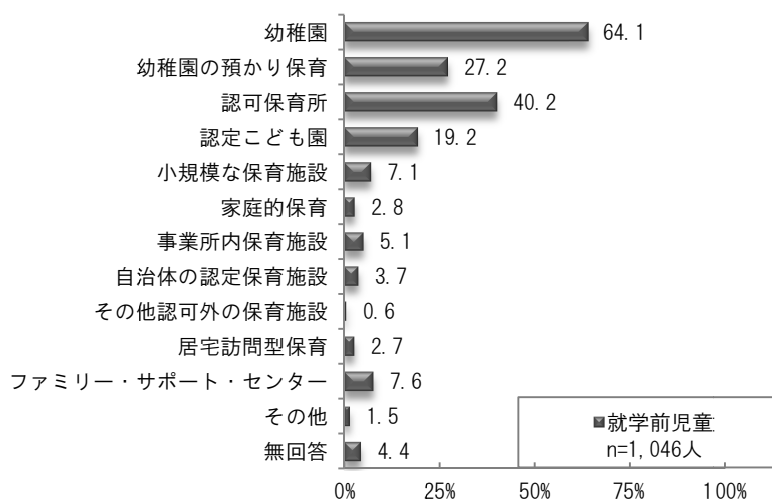
②日常的に子どもをみてもらえる家庭は約3割となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が1割以上となっており、親族や友人・知人以外に支援を受けやすくする必要があります。

■ 主な親族等協力者の状況



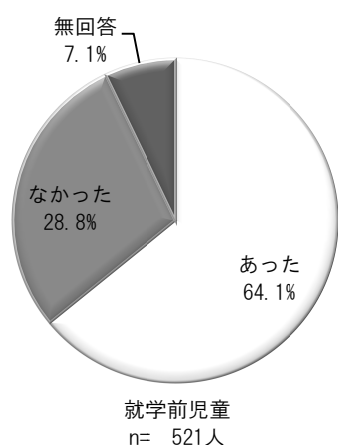
③平日の定期的な教育・保育の利用希望は、認可保育所、幼稚園、幼稚園の預かり保育や認定こども園、ファミリー・サポート・センターなど多様なニーズがみられます。また、土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向もあります。

■ 希望する定期的な教育・保育事業

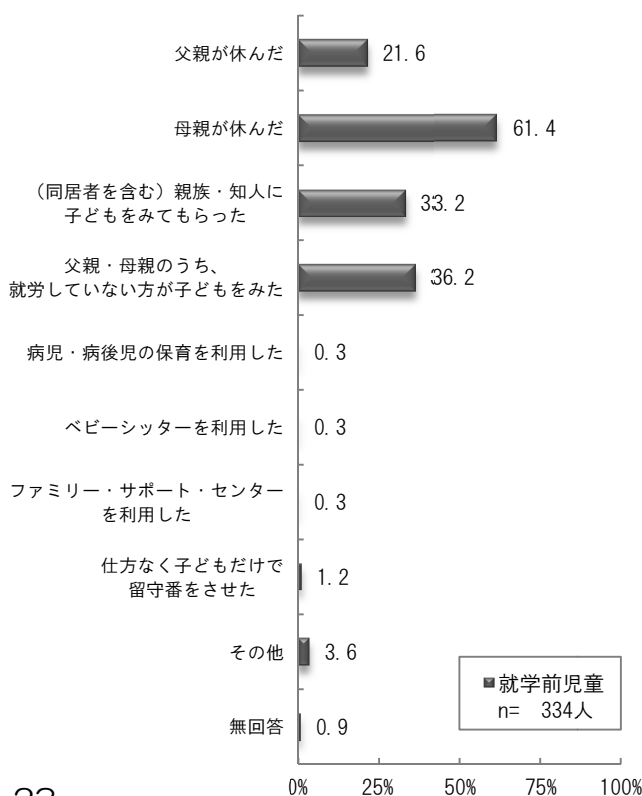


④子どもの病気やケガの際は、母親や父親が仕事を休んで対応している状況となっています。

■ 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無

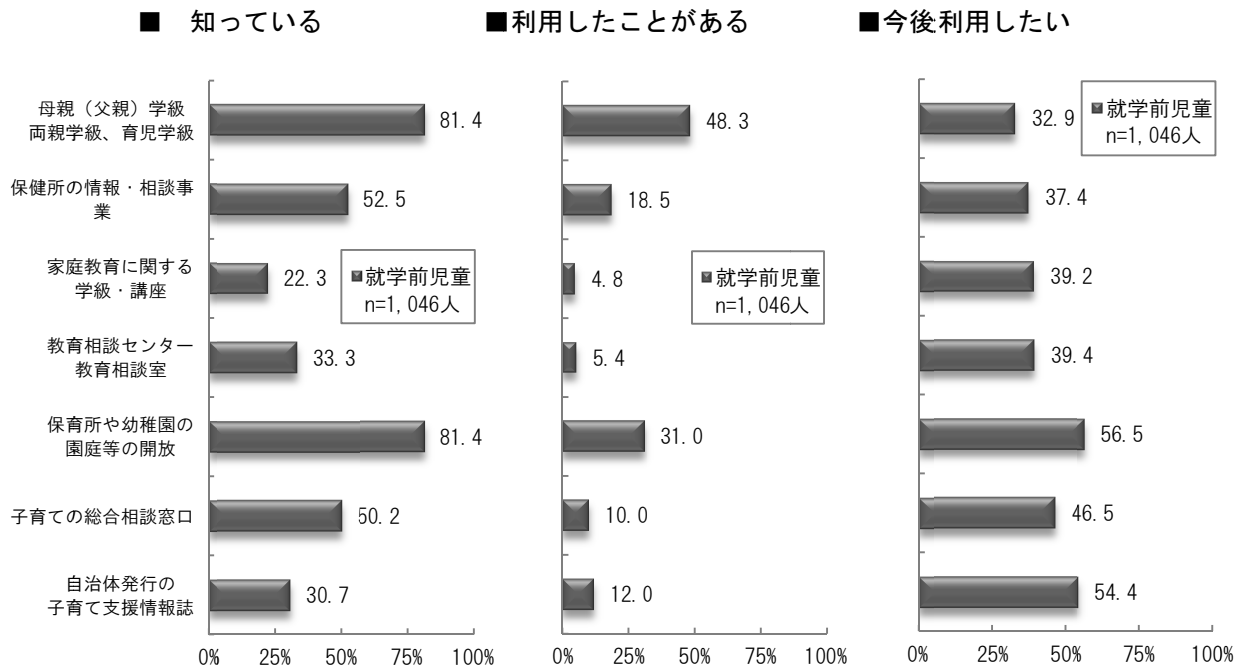


■ この1年間の対処方法



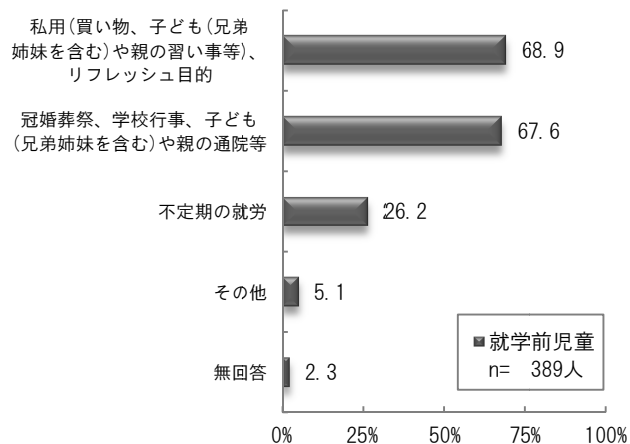
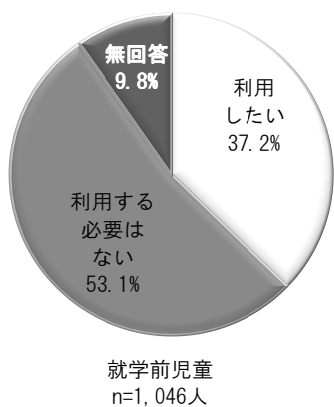
総論

⑤地域子育て支援拠点事業については、利用者が1割程度であるため、事業の周知・情報提供が必要です。また、地域子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供により今後の利用意向の高まりが期待されます。



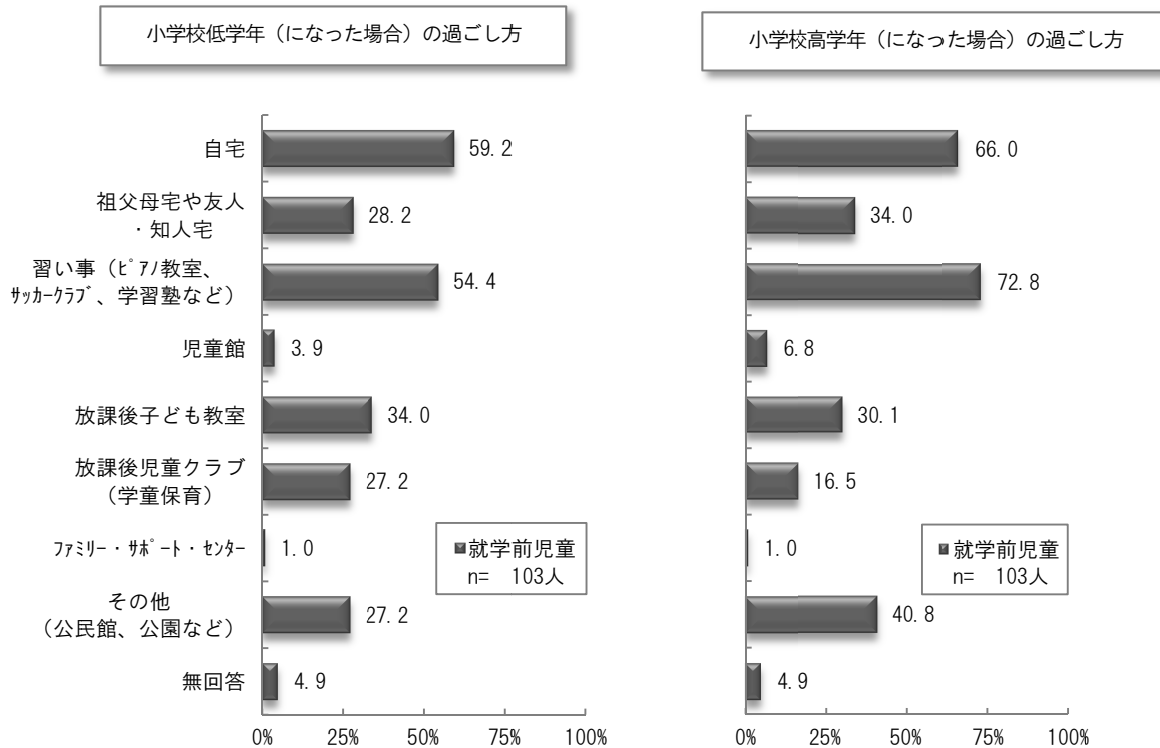
⑥一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不
定期の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、
事業の提供体制の整備が必要です。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的



⑦放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、放課後児童
クラブの質の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすこと
ができる環境整備が求められています。

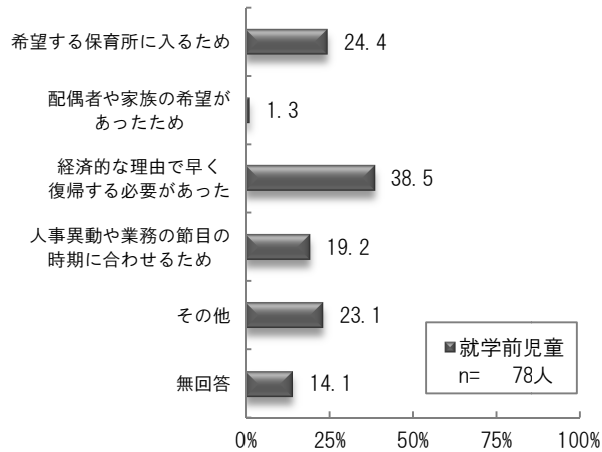
■ 放課後の過ごし方の希望



⑧育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な確保とワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

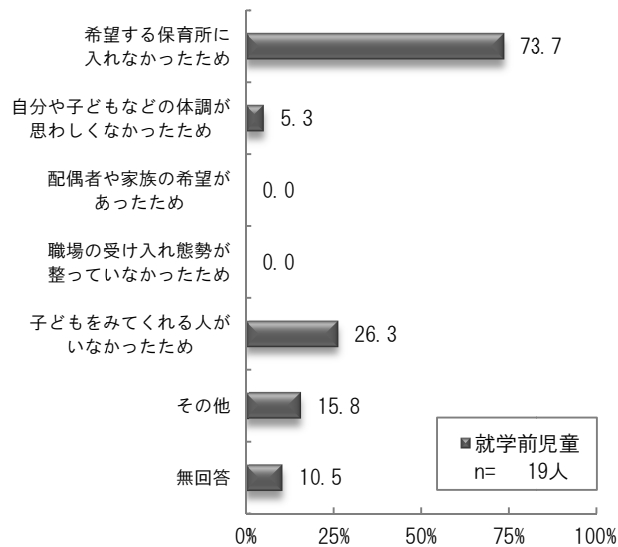
■ 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由

(母親)



■ 育児休業から「希望」より遅く職場復帰した理由

(母親)





計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

—子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川—

町では、『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」でも示したとおり子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

本計画においてもこの基本理念を継承していくこととします。



2 計画の基本的な視点



① 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であるとの視点に立った取り組みが重要とされています。



② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要とされています。



③ サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟な取り組みが重要とされています。



④ 社会全体による支援の視点

子育て支援施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要とされています。



⑤ 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、企業を含めた関係者の連携のもと、地域の実情に応じた展開を図ることが重要とされています。



⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが重要とされています。



⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、民間事業者、各種の公共施設、また子育て支援を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが重要とされています。



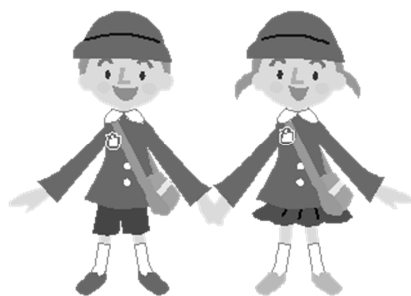
⑧ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス提供量を適切に確保するとともに、サービスの質の確保が重要となります。サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが重要とされています。



⑨ 地域特性の視点

都市部と農山漁村間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が個々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが重要とされています。

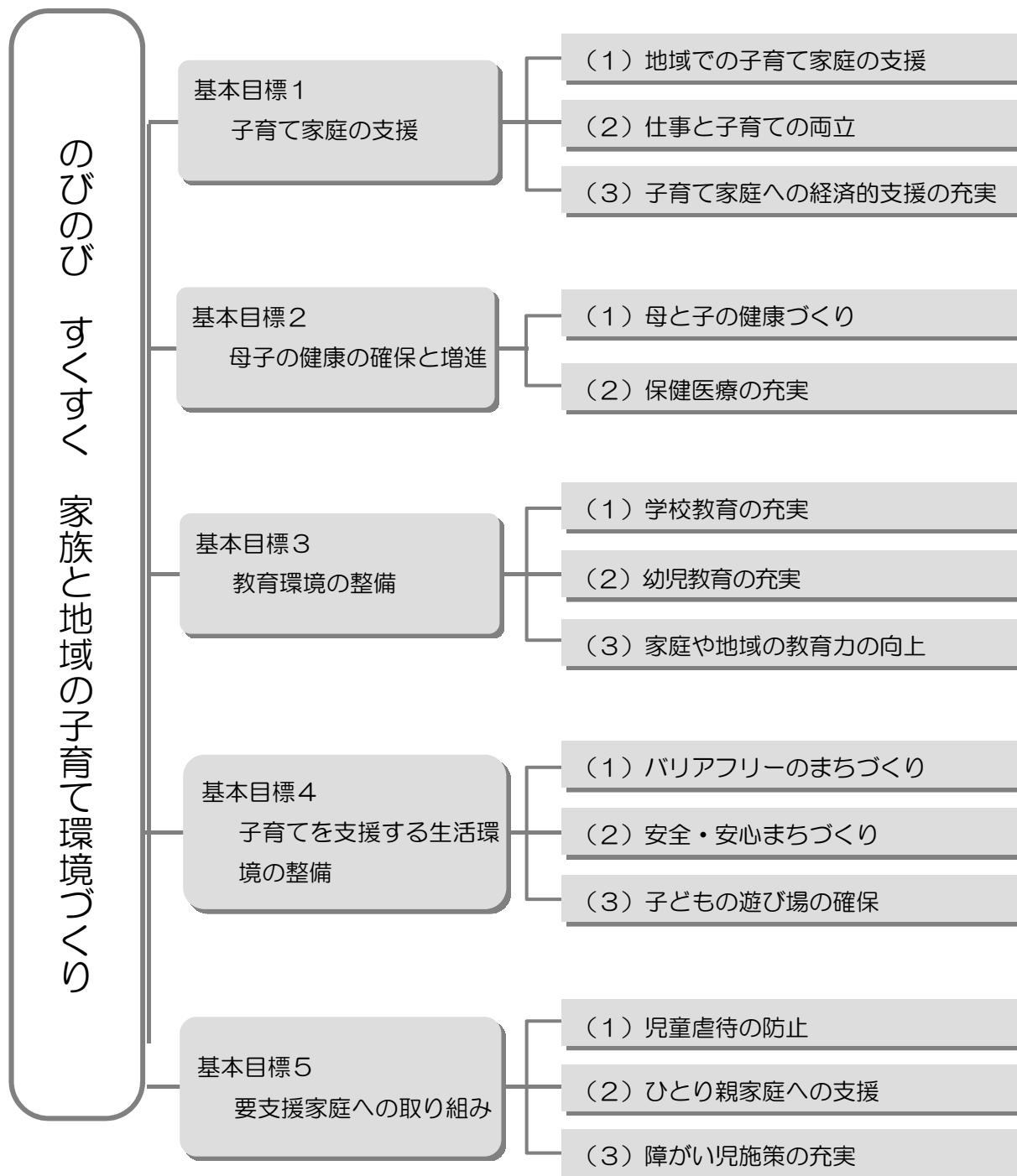


3 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の基本的方向》



第2部 各論



子ども・子育て支援事業の整備

第1章 子ども・子育て支援事業の整備

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

表4.* 幼稚園の年度別見込量と確保提供量(人)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 利用者推計	690	690	680	670	660	620
② 確保提供量	690	690	680	670	660	620
1号認定	490	490	480	470	460	420
2号認定	200	200	200	200	200	200
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

国では、平成29年度が保育ニーズのピークになることを見込んでいることと、女性が社会進出しやすい様々な施策等の取り組みを実施していることから幼稚園のニーズは、徐々に減少していくことが予想されます。現在町内にある幼稚園3園の認可定員数が、利用者推計を上回っていますので、新たな確保方策についての考えはありません。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(2) 認可保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

表4.* 認可保育所の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 利用者推計	582	630	650	670	700	750
2号認定	384	390	390	390	390	420
3号認定（0歳）	32	60	70	80	90	100
3号認定（1・2歳）	166	180	190	200	220	230
② 確保提供量	580	630	630	630	630	750
2号認定	380	390	390	390	390	420
3号認定（0歳）	35	60	60	60	60	100
3号認定（1・2歳）	165	180	180	180	180	230
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	2	0	△20	△40	△70	0

【確保の方策】

幼稚園の確保の方策でも示しましたが、国では、平成29年度が保育ニーズのピークになることを見込んでいることと、女性が社会進出しやすい様々な施策等の取り組みを実施していることから、保育ニーズは徐々に増加していくことが予想され、平成31年までに120名増えることが見込まれます。町では、平成27年4月に90人規模の認可保育所が新設されることを考慮し、平成31年度に新規保育所の誘致等を検討します。

(3) 認定こども園

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。既存の幼稚園や認可保育所等が認定こども園へ移行する可能性はあります。

2 地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）

（1）小規模保育事業

利用定員6～19人以下の施設において、保育を行う事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。計画上の認可保育所の利用者推計が確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

（2）家庭的保育事業

保育者の家庭などで保育を行う事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。計画上の認可保育所の利用者推計が確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

（3）事業所内保育事業

民間企業等の事業所内における保育施設で、従業員のほか、地域において保育を必要とする乳幼児にも保育を提供する事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。計画上の認可保育所の利用者推計が確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

（4）居宅訪問型保育事業

自宅などに保育者が訪問して保育を行う事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。計画上の認可保育所の利用者推計が確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	平成27年度より、利用者支援事業の早期実施を目指します。

② 確保提供量

単位：か所

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供など行う。
(3) 確保方策の考え方	平成27年4月現在、岡田地域に寒川町子育て支援センターを1箇所設置しています。次世代育成支援対策行動計画では、更に、ひろば型1箇所を設置していく予定でしたが、後期計画策定後に、(仮称)健康福祉総合センターの建設計画が具体化してくるなど、ひろば型の実施を見送ってきました。 今後は、(仮称)健康福祉総合センターへの機能移転を含め、利用者ニーズに対する対応を計画します。

② 確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 利用者推計	10,381	12,000	12,250	12,500	13,000	15,000
② 確保提供量	10,381	12,000	12,250	12,500	13,000	15,000
③ ①-②	0	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施する。1人あたり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付する。
(3) 確保方策の考え方	本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっていることから、妊婦一般健康健診事業も徐々に減少していく見込みとなっています。 全14回の健診数に対して、平成25年度における健診実績は、11.5回となっています。妊娠中における、転入・転出などにもより、利用回数に違いはありますが、今後とも妊娠期間中必要に応じて受診できる体制を整えます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	4,705	4,037	3,922	3,807	3,692	3,577
②確保提供量	4,705	4,037	3,922	3,807	3,692	3,577
②-①	0	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	乳児家庭全戸訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっていることから、乳児家庭全戸訪問数も徐々に減少していく見込みとなっています。 里帰り出産等で訪問ができない家庭もありますが、出生予想数の95%にあたる訪問数を計画しており、訪問ができなかった家庭に対しては、4ヶ月健診等で全家庭の状況把握を目指します。

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	326	334	324	315	305	296
②確保提供量	326	334	324	315	305	296
②-①	0	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問事業で、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる」と訪問員が判断した場合に、その先に繋げ、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	養育支援訪問事業は、平成26年7月から開始した新規事業です。導入当初、年間5件程度の対象家庭を見込んでいました。地域社会のつながりの希薄化など子育て家庭の孤立化が進むことが予想されることから、訪問件数は、今後増加していくことが予想されます。平成27年度より、利用者支援事業や他の相談業務と併せて、養育支援訪問事業の人員体制の強化を図ります。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 利用者推計	5	6	7	8	10
② 確保提供量	5	6	7	8	10
②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	※計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	ファミリー・サポート・センター
(2) 事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	ファミリーサポートセンター事業（就学後）については、平成27年度より、更に利用しやすい環境を構築するため、利用料金の一部を町が負担することにより、利用者負担の軽減と利用者ニーズに対応します。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	614	800	850	900	950	1,000
②確保提供量	614	800	850	900	950	1,000
②-①	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

8-1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

① 事業の概要

(1) 町における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	町内の幼稚園3園のうち、既に2園が一時預かり事業を実施しています。平成25年度における2園の利用率は、7.25%で、今後、利用率は増加していくことが予想されます。なお、平成27年度から町内すべての幼稚園で一時預かり事業を実施していく予定です。

② 確保提供量（1号認定+2号認定）

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	7,769	9,380	9,450	9,530	9,610	9,690
②確保提供量	7,769	9,380	9,450	9,530	9,610	9,690
②-①	0	0	0	0	0	0

8-2【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

① 事業の概要

(1) 町における事業名	一時預かり事業（預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<p><u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。</p> <p><u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動を実施する事業。</p> <p><u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業。</p>
(3) 確保方策の考え方	<p>平成27年4月現在、就学前の乳幼児を対象とした一時預かり事業は、ファミリーサポートセンター事業のみの実施となっています。利用者ニーズについては、平成31年度までに1,900人日／年を見込んでいます。更に利用しやすい環境を構築するため、利用料金の一部を町が負担することにより、利用者負担の軽減と利用者ニーズに対応します。</p> <p>なお、平成28年度からは、保育所での一時預かり事業（在園児対象型を除く）を実施していく予定です。</p> <p>トワイライトステイについては、計画上の推計利用者、確保提供量の設定はありません。</p>

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	531	800	1,750	1,800	1,850	1,900
②確保提供量	531	800	1,750	1,800	1,850	1,900
②-①	0	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	延長保育事業につきましては、保育ニーズの増加に比例し、平成31年度には370人日/年と増加していく見込みとなっています。町内にある3保育所はすべて実施、また、平成27年度開設予定の保育所においても実施予定です。 なお、平成31年度に計画している新規保育所につきましても、延長保育事業を実施していく計画です。

② 確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	234	270	280	290	300	370
②確保提供量	234	270	280	290	300	370
②－①	0	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(3) 確保方策の考え方	※計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

(1) 町における事業名	放課後児童クラブ
(2) 事業の概要	保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭の子ども達（小学生）に対して、放課後等に学校内の専用施設や余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業。
(3) 確保方策の考え方	<p>平成27年4月現在、各小学校区に1か所放課後児童クラブを設置しています。既存施設で定員数の見直しが可能な施設については、各放課後児童クラブが定める定員数の見直しを実施します。</p> <p>また、定員数以上のニーズがある南小学校区放課後児童クラブについては、平成27年度に専用施設の建設を実施すると共に、他の放課後児童クラブについても実態に応じて計画的に整備等を実施します。</p> <p>なお、放課後子ども総合プランの推進に向け、児童クラブとふれあい塾の一体的な実施や連携について取り組みを実施します。</p>

② 確保提供量

単位：人

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計	171	180	200	220	250	270
②確保提供量	171	180	200	220	250	270
②-①	0	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	<p>施設型給付を受ける幼稚園や保育所の保育料は、国が定める利用者負担を基に、各市町村が条例等により設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があります。</p> <p>本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。</p>
(3) 確保方策の考え方	国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 町における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	<p>新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。</p> <p>認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置</p> <p>認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）</p>
(3) 確保方策の考え方	新規施設等に対する相談・助言等を実施します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくするなど、普及が図られています。

町においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

5 任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実等

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や児童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。



子ども・子育て支援施策の展開

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

1 平成25年度における前計画（次世代育成支援後期計画）の評価

■各施策事業の実績

評価方法：事業の主管課による3段階の評価ランク付け

評価ランク

A=目標達成・目標に向け順調

B=目標に向け遅延

C=未実施・廃止の方向

基本目標	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
基本目標1 子育て家庭の支援	39	33	3	0	3
基本目標2 母子の健康の確保と増進	11	10	1	0	0
基本目標3 教育環境の整備	11	10	1	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	18	15	1	0	2
基本目標5 要支援家庭への取り組み	12	8	1	0	3
計	91	76	7	0	8

※全91事業中、再掲は、16事業

■基本目標別事業の実績

基本目標1 子育て家庭の支援

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①地域での子育て家庭の支援	28	28	3	0	2
②仕事と子育ての両立	4	4	0	0	0
③子育て家庭への経済的支援の充実	7	6	0	0	1
計	39	33	3	0	3

再掲8事業

B評価の理由

- ・「ファミリーサポートセンター事業」…活動件数の減少
- ・「青少年育成事業」…利用者人数の減少
- ・「町営プール運営管理事業」…利用者人数の減少

設定なし

- ・「幼稚園における預かり保育事業」…神奈川県所管
- ・「(仮称)健康福祉総合センター建設事業」…財政状況逼迫により進展なし
- ・「小児特定疾患医療/特定疾患」…神奈川県所管

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①母と子の健康づくり	10	9	1	0	0
②保健医療の充実	1	1	0	0	0
計	11	10	1	0	0

B評価の理由

- ・「乳児家庭全戸訪問事業」…拡大

基本目標3 教育環境の整備

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①学校教育の充実	6	6	0	0	0
②幼児教育の充実	2	1	1	0	0
③家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	0	0
計	11	10	1	0	0

再掲2事業

B評価の理由

- ・「おはなしの会」…参加者人数の減少

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①バリアフリーのまちづくり	3	3	0	0	1
②安全・安心まちづくり	9	7	1	0	1
③子どもの遊び場の確保	6	6	0	0	0
計	18	15	1	0	2

再掲4事業

B評価の理由

- ・「チャイルドステーションの普及推進」…必要性

設定なし

- ・「公共施設のバリアフリー化」…法改正等の情報提供
- ・「子どもを守るための活動の推進」…ハートの家事業 PTA主催

基本目標5 要支援家庭への取り組み

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①児童虐待の防止	3	3	0	0	0
②ひとり親家庭への支援	3	2	0	0	1
③障害児施策の充実	6	3	1	0	2
計	12	8	1	0	3

再掲2事業

B評価の理由

- ・「特別支援教育推進事業」…寒川小学校3. 0人

設定なし

- ・「児童扶養手当」…神奈川県所管
- ・「障害児福祉手当」…神奈川県所管
- ・「特別児童扶養手当」…神奈川県所管

2 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援

核家族化や都市化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域の間人関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化する傾向がみられることから、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な保育サービスの充実に努めるほか、相談支援や関係機関が連携した子育て支援ネットワークづくりなど、お互いを助け合えるような機会を提供することにより、地域から家庭における子育て「機能」の向上を図り、子育ての支援の輪づくりを広げていきます。

【施策の内容】

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

事業名		事業内容	担当課
1.	児童クラブ運営事業	■保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。	子ども 青少年課
2.	保育所運営事業（通常保育事業）	■保護者の就労等により、保育が必要な児童の保育を実施します。	子ども 青少年課
3.	延長保育事業	■保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間を超えて保育をすることについて支援していきます。	子ども 青少年課
4.	一時預かり事業（幼稚園）	■町内幼稚園で早朝、延長、長期休暇中に、預かり保育を実施します。	子ども 青少年課
5.	一時保育事業（保育園）(新規事業)	■日頃、保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預かる事業を行います。	子ども 青少年課
6.	子育て支援センター事業	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども 青少年課

事業名		事業内容	担当課
7.	ファミリーサポートセンター事業	■仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施します。	子ども 青少年課
8.	民生委員児童委員活動事業	■子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課
9.	(仮称)健康福祉総合センター検討・建設事業	■(仮称)健康福祉総合センターの建設に向けて検討していきます。	福祉課
10.	日中一時支援事業	■日中、福祉施設において、障がい児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息や就労機会を提供します。	福祉課
11.	養育支援訪問事業	■関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。	子ども 青少年課
12.	(仮称)地域子育て環境づくり支援事業(新規事業)	■子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みに対する事業費の補助を行います。	子ども 青少年課
13.	子育て支援プログラム実施事業(新規事業)	■子育てに悩みを抱えた家庭に対する、子育て支援プログラムを実施します。	子ども 青少年課

(2) 子育て情報提供体制の充実

子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。

事業名		事業内容	担当課
14.	子育て支援センター事業(再掲)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども 青少年課
15.	子育て支援相談事業	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子ども 青少年課
16.	幼稚園における相談・情報提供	■保護者からの相談に応じ、随時必要な情報提供及び助言を行います。	子ども 青少年課
17.	利用者支援事業(新規事業)	■幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て情報を集約し、利用相談や情報提供を行います。	子ども 青少年課

(3) 相談機能の充実

親だけにとどまらず、子どもも含め、子育てに関する情報を分かりやすく体系的に整理し、地域からの孤立や子育て不安を解消できる体制の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
18. 子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども青少年課
19. 育児相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康・スポーツ課
20. 子育て支援相談事業（再掲）	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子ども青少年課
21. 利用者支援事業（再掲）	■幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て情報を集約し、利用相談や情報提供を行います。	子ども青少年課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

事業名	事業内容	担当課
22. 子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども青少年課
23. （仮称）地域子育て環境づくり支援事業（再掲）	■子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みに対する事業費の補助を行います。	子ども青少年課

(5) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を企画、実施し、一層の活性化を図ります。また、子育て中の保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名	事業内容	担当課
24. 平和推進事業	■戦争の悲惨さ、平和の尊さについての意識の高揚を図るため、平和思想の普及、啓発に努めます。	協働文化推進課
25. 寒川総合体育館運営管理事業	■多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	都市計画課

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名		事業内容	担当課
26.	青少年育成事業	■キャンプなど事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進します。	子ども青少年課
27.	子ども情報紙発行	■子ども情報紙「すきっぷ」を小中学生全員に配布します。	協働文化推進課
28.	町営プール運営管理事業	■夏季のスポーツ・レジャー施設として、利用者の需要にこたえるため、現在休止中である町民プールの施設改修を実施します。	健康・スポーツ課
29.	学校開放事業	■町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	教育総務課
30.	公民館講座開催事業	■幼少年向け事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、子育て家庭に対して、地域住民の一員としての位置付けを図っていきます。また、講座の内容については、年代別に時代に即して関心が高く、生涯の趣味と仲間作りにつながる講座を開催していきます。	町民センター

施策の基本的方向 2 仕事と子育ての両立

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するための、子育て期間中の働き方の見直しや、父親も子育てができる働き方の実現に向けた取り組みなどが求められています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、多様な働き方の可能な社会づくりや仕事と生活の調和の実現に向け、事業所の自主的な取り組みへの支援を推進するとともに、家庭等における男女の固定的な役割分担を見直すような意識の変革についての啓発等も推進していきます。

【施策の内容】

(1) 仕事と子育ての両立の推進

男女共同参画社会の実現のため、男女共同に関する講座等を開催し、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、総合的に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
31. 男女共同参画推進事業	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	協働文化推進課

(2) 男性を含めた働き方の見直し

男性も女性も含め、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
32. 男女共同参画推進事業（再掲）	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	協働文化推進課

(3) 父親の子育て参加の促進

男女共同参画のための各種セミナーの開催、啓発資料の作成配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供など、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促す取り組みを進めます。

事業名		事業内容	担当課
33.	男女共同参画推進事業（再掲）	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	協働文化推進課

(4) 就職・再就職への支援の充実

出産、子育てのために退職し、再度、就職を希望する場合、適切な情報提供などにより再就職が円滑に図られるよう支援に努めます。

事業名		事業内容	担当課
34.	ハローワーク求人情報の提供	■ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図ります。	産業振興課

施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実

近年、親がもちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加する傾向を示していますが、その原因としてあげられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。

少子化の進展がこのまま続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響が出るものと予想されます。経済的支援の充実は、子どもをもちたいという親の願いをかなえるための重要な課題といえます。また、母子家庭等への支援については、財政的支援だけではなく、自立の促進を図ることが必要であります。

【施策の内容】

(1) 各種支援制度の充実

これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
35. 私立幼稚園就園奨励費助成事業	■私立幼稚園児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。国（文部科学省）の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた国の補助金と町からの補助金を合わせて、対象者に補助します。	子ども 青少年課
36. 奨学金制度推進事業	■経済的理由により高等学校や高等専門学校への就学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与して修学を奨励します。また、奨学金の原資となる奨学金基金を増額して、奨学金制度の充実と安定を図ります。	教育 総務課
37. 就学援助等事業（小学校・中学校）	■経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施に資する。 ■町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。	学校 教育課
38. 児童手当	■次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもがいる家庭に手当を支給します（国）。	子ども 青少年課
39. 小児医療費助成事業	■小児が病院等で受診したとき（小6まで＝通院・入院、中1～中学卒業まで＝入院）に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担します。	子ども 青少年課

事業名		事業内容	担当課
40.	小児特定疾患医療／特定疾患	■18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課
41.	出産育児一時金の支給	■国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給します（国の基準に従って実施）	保険年金課

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向 1 母と子の健康づくり

すべての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。なかでも女性にとって短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスや育児状況にもかかわることから、満足が得られるような環境づくりが重要です。

さらに、子どもの心の発達については、一番身近な養育者である母親の心の状態と深く関係していることから、母親が育児で孤立することなく楽しんで子育てをするため、母親同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場が必要です。

また、食生活・運動・睡眠などの生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が大きな健康問題となっています。生活習慣は乳幼児期からきちんと身につけることが大切だということを保護者が正しく理解し、親子で実践することが必要です。

【施策の内容】

(1) 子どもや母親の健康の確保

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
42. 母子健康手帳作成事業	■妊娠届を出した妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付します。	健康・スポーツ課
43. 母子健康教育事業	■妊婦、乳幼児とその保護者等を対象に、育児知識と技術の啓蒙、普及を図るため、父親・母親教室等を実施します。	健康・スポーツ課
44. 母子健康相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康・スポーツ課
45. 母子健康診査事業	■妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	健康・スポーツ課
46. 母子訪問指導事業	■対象の自宅に訪問し、より実生活に密着した保健指導を、適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。	健康・スポーツ課
47. 乳児家庭全戸訪問事業	■すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	健康・スポーツ課

(2) 食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

事業名		事業内容	担当課
48.	食育教室	<ul style="list-style-type: none"> ■離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施します（前期講習会…年6回、後期講習会…年6回）。 ■幼児の保護者を対象とした「親子料理教室」等を実施します。 	健康・スポーツ課
49.	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食施設・設備の計画的な改善、衛生、地場産の食材利用、栄養管理を進めるなど学校給食の充実に努めます。 ■児童への給食提供及び円滑な調理作業の実施と安全管理・衛生管理を行うために、学校給食調理等における備品の古い機種（老朽化）との入れ替えを行います。 ■成長期にある中学生に、栄養バランスのとれた食事を提供できるよう中学校給食の実施を目指し検討します。 	教育総務課・学校教育課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の基本は、子どもたちの発育に応じて、適切な教育、対応を行うことであるため、親・学校教育や地域保健と連携し、対応していきます。

事業名		事業内容	担当課
50.	思春期の保健対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■電話相談等を中心に対応を図ります。 ■学校における性教育の充実を図るため、必要に応じて指導・助言を行います。 	学校教育課・健康・スポーツ課

(4) 不妊に対する支援

県が実施する不妊治療費補助事業の上乗せ助成を実施します。

事業名		事業内容	担当課
51.	特定不妊治療費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ■医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する。 	子ども青少年課

(5) 不育に対する支援

少子化対策の充実及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るための助成事業を実施します。

事業名		事業内容	担当課
52.	不育症治療費補助事業 (新規事業)	■医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成します。	子ども青少年課

施策の基本的方向 2 保健医療の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにする等、母子保健医療体制の整備が求められています。

また、小児科専門医の減少が懸念されるなか、周産期、新生児の医療の充実のためのシステム整備が課題となっています。

【施策の内容】

(1) 小児医療の充実

医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、引き続き休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
53. 初期救急医療確保対策事業	■ 休日の急患に対し、適切な医療が受けられるようにします。そのため茅ヶ崎医師会と契約を結び、輪番制により診療を提供します。	健康・スポーツ課

基本目標 3 教育環境の整備

施策の基本的方向 1 学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、学力の向上を図ることはもちろんのこと、子どもたちがその感性を十分に発揮できるような、魅力溢れる教育環境の形成が必要です。その基盤をつくるためには、子どもたちの関心を集められる授業や校内行事等についての研究や相談体制の確立、現場で実際に指導にあたる教職員の資質の向上等が必要です。

また、小学生の子どもが一日の多くを過ごす学校においては、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、社会変化に応じた教育やその教育環境を整備・充実することが大切です。

地域と学校、幼稚園、保育所、その他地域での子育て関連施設との連携・協力による多様な体験活動を推進することが重要です。

【施策の内容】

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
54. 「生きる力」の育成事業 (小学校・中学校)	■ 校内研究への補助や、地域協力者への謝礼、芸術鑑賞事業の補助を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進します。	学校教育課
55. 教育コンピュータ活用事業 (小学校・中学校)	■ 情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの整備を推進し、その活用を図ります。	学校教育課
56. 教育相談事業	■ 不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課

(2) 信頼される学校づくり

保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、子どもの「生きる力」を育むための取り組みを進めます。

事業名		事業内容	担当課
57.	教職員の資質向上事業	■児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図ります（町研修会及び教育研究員研究会の充実を図ります）。	学校教育課

(3) いじめ・不登校などへの取り組み

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

事業名		事業内容	担当課
58.	教育相談事業（再掲）	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の上で大切な時期であり、家庭や地域社会などが一体となって、幼児が健やかに発育できるような幼児教育を実現しなければなりません。

近年の少子化・都市化の進行による核家族化、女性の社会進出の増大等によって社会環境が大きく変化し、家族や親の意識、あるいは地域社会にも大きな影響を及ぼしています。

とりわけ、家庭や地域社会の教育力の低下、幼児期における集団遊びや自然と触れ合う機会の減少が指摘され、保護者からの幼児教育に対するニーズも多様化しています。

今後も家庭との連携の強化、小中学校と連携した教育体制や地域が一体となった幼児教育の充実等を図っていくことが必要です。

【施策の内容】

(1) 幼児教育の充実

子育ての保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名		事業内容	担当課
59.	おはなしの会	■子育てサロンなどと連携して、読み聞かせを行います。	町民センター
60.	子育て支援センター事業 (再掲・新規事業)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。 また、町内のボランティア団体等による本の読み聞かせや紙芝居等を定期的実施します。	子ども青少年課

施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

また、家庭は、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる」を育成するすべての教育の出発点となります。

家庭の教育力を高めるため、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域活動や行事の充実、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取り組みを、関係機関で連携して進めることが必要です。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行っていくことが必要であり、加えて、地域社会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進めることが重要です。

【施策の内容】

(1) 家庭教育の充実

公民館でのスポーツや文化、環境などさまざまな活動を通し、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
61. 公民館講座開催事業（再掲）	■ 幼少年向け事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、子育て家庭に対して、地域住民の一員としての位置付けを図っていきます。また、講座の内容については、年代別に時代に即して関心が高く、生涯の趣味と仲間作りにつながる講座を開催していきます。	町民センター

(2) 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業名	事業内容	担当課
62. 青少年指導員活動事業	■ 青少年指導員を置き、学校及び子ども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行います。	子ども青少年課
63. さむかわゆうゆう学園事業	■ 学校週5日制により、地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進します。	協働文化推進課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向 1 バリアフリーのまちづくり

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなります。

歩道や公共施設、公園の整備などについては、町内の生活環境を必要に応じて見直し、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、道路や公共施設等の都市環境を整備していくことが課題です。

今後も、妊産婦や子どもが単独でも子ども連れでも安心して安全に外出ができるように、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

【施策の内容】

(1) 子育てバリアフリー環境の整備

既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置やトイレの改修など大規模な工事を伴う場合は施設の改築などに合わせて整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
64. 公共施設のバリアフリー化	■公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供をします。	福祉課
65. 道路歩道等整備事業	■歩行者の安全対策を目的にした歩道整備や未舗装道路の道路改良を行い、安全で快適な生活を確保します。	道路課

施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。特に、親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップ及び地域における指導者のさらなる育成が求められています。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であるため、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築することが求められています。

【施策の内容】

(1) 安全な道路交通環境の整備

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めます。また、突然の災害にも対応できる、安全で安心な都市環境・住環境の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
66. 住環境整備推進事業	■良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行います。	都市計画課
67. 路線バス等の利用環境の充実	■子ども、子ども連れの親など誰もが安心して利用できる環境を整えると共に、ニーズにあった運行ルートの設定を行います。	都市計画課

(2) 安心して外出できる環境の整備

地域の人々の協力によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。

事業名	事業内容	担当課
68. 安全・安心パトロール活動の推進(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。 また、防犯アドバイザーによる定期的なパトロールを実施します。 	子ども青少年課・協働文化推進課

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
69. 交通安全活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ■交通安全指導や安全教育に関し交通指導員を中心にして推進します。 ■交通事故から子どもを守るため、新入学児童に黄色い帽子を配布します。 ■交通事故防止のため、町内各小学校において交通安全教室を開催します。1年生は道路の通行方法、3年生は自転車の通行方法をそれぞれ学びます。 	協働文化推進課

(4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。

事業名	事業内容	担当課
70. 安全・安心パトロール活動の推進(再掲・追加)	<ul style="list-style-type: none"> ■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。 また、防犯アドバイザーによる定期的なパトロールを実施します。 	子ども青少年課・協働文化推進課
71. 子どもを守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等を支援します。 	教育総務課
72. 防犯対策推進事業(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ■新1年生に対する防犯ブザーの貸与、子どもの安心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。 	学校教育課
73. 防犯灯整備事業(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ■町内に設置している防犯灯の適正な管理と地域からの要請に基づく計画的な設置を行います。 	協働文化推進課
74. 薬物乱用防止啓発事業(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年の薬物乱用防止を目的として、関係団体が実施する中高生を対象とした啓発活動を支援します。 	子ども青少年課

(5) 被害に遭った子どもへの心のケアの推進

被害を受けた子どもたちや家庭に対しての支援を進めます。

事業名		事業内容	担当課
75.	教育相談事業 (再掲)	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校 教育課
76.	被害児童カウンセリング	■被害児童のカウンセリングを実施します(乳幼児カウンセリングは児童相談所に依頼)。	子ども 青少年課

施策の基本的方向 3 子どもの遊び場の確保

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育てていくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会や場の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) 子どもの居場所の充実

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

事業名	事業内容	担当課
77. ふれあい塾運営事業	■学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進します。	子ども 青少年課
78. 放課後子ども総合プラン推進事業（新規事業）	■児童クラブとふれあい塾を連携するための放課後子ども総合プランを推進します。	子ども 青少年課
79. 子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども 青少年課

(2) 公園等の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、公園等の整備や老朽化に伴った遊具の撤去や補修を行い、公園等の整備・充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
80. 公園整備等事業	■各施設の遊具の改良や、公園の整備を図ります。	都市 計画課
81. 児童遊び場の整備	■子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進めます。	子ども 青少年課
82. 広場等の整備	■子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進めます。	子ども 青少年課

基本目標5 要支援家庭への取り組み

施策の基本的方向 1 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

【施策の内容】

(1) 児童虐待の早期発見体制の確立

虐待の早期発見及び適切な初期対応を行うため、児童虐待防止法の周知を図り、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見を図ります。

事業名	事業内容	担当課
83. 児童虐待防止のネットワーク事業	■児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図ります。	子ども青少年課

(2) 児童虐待の防止

児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止のため、子育て支援の充実に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
84. 子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子ども青少年課
85. 養育支援訪問事業（再掲）	■関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。 ■生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に伴い、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。	子ども青少年課

施策の基本的方向 2 ひとり親家庭への支援

本町のひとり親家庭は、平成22年の国勢調査によると母子世帯数は1,392世帯、父子世帯数は277世帯となっていて、平成17年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが求められています。

【施策の内容】

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
86. 児童扶養手当	■18歳到達年度末までの児童（児童に障がいのある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します（国）。	子ども 青少年課
87. ひとり親家庭等医療費助成事業	■ひとり親家庭等の人々が病院等を受診した時に支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限あり）。	子ども 青少年課
88. ひとり親家庭への各種制度のPR	■パンフレット等による各種制度のPRを実施します。	子ども 青少年課
89. ファミリーサポートセンター事業（再掲・新規事業）	■仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施します。 また、ひとり親家庭等に対しては、一般の利用者より低い利用金額を設定します。	子ども 青少年課

施策の基本的方向 3 障がい児施策の充実

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な育成を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症など療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。

今後は、障がいの早期発見、早期療育に努め、すべての子どもが健やかに成長するように支援をしていくため、利用者支援事業の早期導入など相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との緊密な連携を図ることが求められています。

【施策の内容】

（1）障がい児保育の充実

経済的負担を軽減し、一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制の充実に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
90. 重度障害者等医療費助成事業	■重度障がい者等の医療費の自己負担額を助成します。	福祉課
91. 障害児福祉手当	■障がい児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課
92. 児童発達支援事業	■障がい児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の早期療育を行います。 ■乳幼児の発達に関して療育相談を行います。	子ども青少年課

(2) 学習援助と機会の提供

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障がいの程度・種類などに応じた指導・支援を行っていきます。

事業名		事業内容	担当課
93.	特別支援教育推進事業（小学校・中学校）	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します。また、特別な支援を要する児童のために、町内全小学校に「ふれあい教育支援員」を配置し、学習支援を行います（小学校）。 ■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する生徒の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します（中学校）。 	学校教育課
94.	特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に著しい制限を受ける障がい状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給します（国）。 	子ども青少年課
95.	特別支援学級の開設	<ul style="list-style-type: none"> ■特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図るため、未設置の学校に順次、特別支援学級を開設します。 	学校教育課

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。



計画の推進体制

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「寒川町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行っていきます。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、町民のニーズ・評価を把握できる立場の町として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

寒川町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 寒川町 健康子ども部 子ども青少年課

住 所 〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165

TEL 0467-74-1111 FAX 0467-74-5613